

第24号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次の1号を加える。

- (3) 隠岐支庁県土整備局又は県土整備事務所に勤務する職員が道路法（昭和27年法律第180号）第42条第1項の規定に基づく犬又は猫の収容の作業に従事したとき。

第16条第2項中「前項」を「前項第1号及び第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項第3号の手当の額は、1日につき、370円に犬1頭又は猫1匹につき60円を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。